ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表（第二条関係）

都道府県	市町村	防除区域
北海道	網走市	稲富（藻琴川以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、百七番二、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百九十二番一から四まで、七百三十番から七百三十二番まで、二万十四番、二万五千九番、二万五千十番、三万八番並びに三万九番を除く。）、音根内（二百三十三番、二百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで、二百四十番一及び三から七まで、二百四十五番一及び二、二百四十六番一から三まで、二百四十七番一から六まで、二百四十八番、二百四十九番一及び二、二百五十番一から三十四まで、二百五十一番一から四まで、六から二十二まで及び二十五から六十六まで、二百五十二番一から三まで、五及び九から十八まで、二百五十三番一から七まで及び十から二十九まで、二百五十四番一から四まで、六、八及び十一、二百六十四番、二百六十四番二、二百六十五番一から三まで、二百六十六番一から六まで、八及び十六、二百六十七番一から三まで及び五、二百六十八番一から五まで、七から二十三まで、二十六から三十一まで及び三十三から四十一まで、二百六十九番一から三十五まで、二百七十番一から二十一まで、二百七十一番一から四まで、二百七十二番一から三まで、二

改正前

別表（第二条関係）

都道府県	市町村	防除区域
北海道	網走市	稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里